

政令第三百三十七号

調達価格等算定委員会令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（庶務）

第一条 調達価格等算定委員会（次条において「委員会」という。）の庶務は、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課において処理する。

（委員会の運営）

第二条 前条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第二

号に掲げる規定（附則第五条の規定を除く。）の施行の日（平成二十三年十一月十日）から施行する。

（経済産業省組織令の一部改正）

第二条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一百七条中「省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。
- 二 調達価格等算定委員会の庶務に関すること。

第一百六条中「新エネルギーに関する政策に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 新エネルギーに関する政策に関すること。
- 二 調達価格等算定委員会の庶務に関すること。

理由

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部の施行に伴い、調達価格等算定委員会の庶務及び同委員会の運営に関し必要な事項を定める必要があるからである。